

No. 1 排 水 口	排 水 口	排出水の汚染状態の値	
		水素イオン濃度 (水素指数) 通常 七・四 最大 九・六	化学的酸素要求量 (mg/l) 通常 一〇・九 最大 二〇
		浮遊物質 (mg/l) 通常 一五・九 最大 二五	鉍油類 (mg/l) 通常 二・五 最大 二・五
		窒素 (mg/l) 通常 四八 最大 〇・〇五	リン (mg/l) 通常 〇・八 最大 二・八
		排水の一日当たりの量 (m ³) 通常 一三三〇・八 最大 一三三〇・八	

五 排出水の汚染状態の値及び排水の量

種 類	種 類	項目	
		処理前	処理後
汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン濃度 (水素指数) 通常 七 最大 九・六	化学的酸素要求量 (mg/l) 通常 二・三 最大 四・六
		浮遊物質 (mg/l) 通常 五 最大 一〇	鉍油類 (mg/l) 通常 四・三 最大 七・八
		窒素 (mg/l) 通常 〇・二 最大 〇・二	リン (mg/l) 通常 〇・二 最大 〇・二
		汚水等の一日当たりの量 (m ³) 通常 三九・五 最大 四〇	

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	種 類	構 造	能 力 (t/日)	焼 却 連 続	使用時間 一日当たり 二四時間	概 季節的変動の 要	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日
ステンレス製	ステンレス製		一〇〇	焼却	二四時間	変動なし	(既)		

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

四 汚水等の処理施設に関する事項

種 類	種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	
		水素イオン濃度 (水素指数) 通常 七 最大 九・六	化学的酸素要求量 (mg/l) 通常 一五・〇 最大 一五・〇
		浮遊物質 (mg/l) 通常 一〇 最大 一〇	窒素 (mg/l) 通常 四〇〇 最大 四〇〇
		リン (mg/l) 通常 〇・三 最大 〇・三	鉍油類 (mg/l) 通常 二 最大 二
		汚水等の一日当たりの量 (m ³) 通常 二 最大 二	

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

No. 10	No. 8	No. 7	No. 6	No. 3	No. 2
排水口	排水口	排水口	排水口	排水口	排水口
七・五	〃	八・三	〃	七・五	七・二
〃	〃	〃	〃	〃	〃
四・三	〃	三・一	〃	三・五	六・七
二〇	〃	〃	四・五	一五	〃
一三	〃	〃	七	一八	二二
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
五・八	〃	〃	〇・六	〇・六九	一・二
一三	〃	〃	三	六	五
〇・二二	〃	〇・〇六	〃	〇・〇五	〇・〇六
二七	〃	〃	〃	〇・二	〃
七、七〇九・六八五、三三三・四	八五二、一二〇	六四八、〇〇〇	九一、二〇〇	二四、七五〇	四四、六一五・九
	八五二、一二〇	六四八、〇〇〇	九一、二〇〇	三三、五二四	四六、七九四

山口県告示第二百一十一号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する病院でなくなった。

平成二十五年五月二十一日

名称 山口県知事 山本 繁太郎
 山崎病院 所在地 下関市長府江下町二番一〇号

山口県告示第二百一十二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十五年五月二十一日

名称 山口県知事 山本 繁太郎
 医療法人社団豊関会山 下関市長府江下町二番一〇号
 崎病院 所在地 平成二八、三、三一



(二四八) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当届届出は、平成二十五年五月二十一日から同年九月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年五月二十一日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 フレスタ室の木店
 所在地 岩国市室の木町一丁目五三六の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 株式会社フレスタ
 住所 広島市西区横川町三丁目二番三六号
 株式会社コムズ 広島市安佐北区安佐町大字飯室一五九二
 代表者の氏名 宗兼 邦生
- 三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗を 設置する者の名称	変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更	株式会社コムズ	株式会社コムズ

		大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の氏名又は名 称										大規模小売店舗を 設置する者の住所 大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名				
株式会社エービーシー・マー	株式会社ユニクロ	株式会社ヒマラヤ	株式会社ユニクロ	株式会社エービーシー・マー	株式会社フタバ図書	株式会社三和システム	株式会社大創産業	株式会社フタバ図書	株式会社エービーシー・マー	株式会社ユニクロ	宗兼 邦生	広島市安佐北区安佐 町大字飯室一五九二				
野口 実	柳井 正	岐阜市江添一丁目一 番一号	さいたま市北区宮原 二丁目一九番四号	広島市中区八丁堀一 番八号	宇部市文京町二番一 七号	広島県東広島市西条 吉行東一丁目四番一 号	広島市西区観音本町 二丁目八番二号	東京都渋谷区神南一 丁目一番五号	山口市佐山七七一の 一	株式会社ヒマラヤ	株式会社ヒマラヤ	株式会社三和システ ム	株式会社大創産業	株式会社フタバ図書	株式会社エービー シー・マート	株式会社ユニクロ

		大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名				
株式会社ヒマラヤ	株式会社しまむら	株式会社フタバ図書	株式会社三和システム	株式会社エービーシー・マー	株式会社大創産業	株式会社フタバ図書
野水 優治	野中 正人	福岡 慎二	宮本 秀夫	矢野 博丈	世羅與志雄	

四 届出年月日
平成二十五年四月三十日
五 変更年月日
平成二十五年四月二十日

(二四九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成
二十四年十二月二十八日山口県公告(六一六)に係る大規模小売店舗について次のお
り下関市から意見を聴きました。
当該意見は、平成二十五年五月二十一日から同年六月二十一日までの間、山口県商工
労働部商政課及び下関市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。
平成二十五年五月二十一日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ゆめタウン長府P A R T II
所在地 下関市ゆめタウン二番一号
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(二五〇) 下関都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧
下関市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す

る同法第二十条第一項の規定による下関都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十五年五月二十一日

山口県知事 山 本 繁太郎

- 一 都市計画の種類及び名称
下関都市計画道路三・四・五十七武久幡生本町線
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

平成
二十五年
五月
二十
日
印刷
發行

發行
行人
人所

山山
口口
県県
知知
事事
庁庁